

奈良県訓令第十八号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第二十一号ウ中「行政経営課及び統計課」を「統計課及び東アジア連携課」に改め、同号ケ中「下水道課」を「平城宮跡事業推進室」に改める。

第七条第六項中「活動計画書（第七号様式の二）を」を「活動計画書（第七号様式の二）を、当該休暇取得後は遅滞なく活動報告書（第七号様式の三）を、それぞれ」に改める。

第七号様式の二の次に次の一様式を加える。

第7号様式の3 (第7条関係)

活 動 報 告 書

所 属

氏 名

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 活動の種類

被災者への支援活動 社会福祉施設における活動 その他

3 活動場所

施設名等： _____

所在地： _____

電 話： _____ () _____

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

有 無

団 体 名： _____

電 話： _____ () _____

6 備 考

注1 仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含む。）からの要請通知等活動への参加が証明できる書類がある場合には、当該書類を添付する。

2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名、住所等を記入する。

3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。